

図書館における既存図書のテキストデータ化について、恒常化を求める陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第 45 号

受理年月日 令和 6 年 6 月 19 日

付託年月日 令和 6 年 6 月 28 日

陳情者
.

陳情原文 私は、視覚障害と車いすの状態です。社会人としてしながら同時に大学での教職についての学びを深めています。社会人経験を重ね、総務や人事の仕事をしてきたなかで、定型的な業務以外の部分での職域を広げることができないか、という思いに駆られて、受け入れ側での教育も大切だが、送り出す側の部分でやれることがあるのではと考えて、教育分野についても学びを重ねてきました。ところが、学びを進めるにつれ、ひとりではどうしてもならない困難が出てきたので、区民の意思を代表する議員の皆様方に知っていただきたく陳情しました。以下、図書館法に「調査研究」とあるのがわかると思います。

「第二条この法律において『図書館』とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般社団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。」

私の場合、大学での学びは、今回種々の方法を試み、必要な教科書は完璧ではないまでも入手することができ、単位を取ることができました。しかし、単位取得のためなどの学習中に他分野の内容について必要となり調べなければならない状況になった場合、新たな書籍等による情報取得が難しく、知識の領域の拡張が困難な現状です。

多くの公共図書館での障害者サービスでは視覚障害者のための書籍としては点字本や音訳図書、対面朗読などで提供されていることがほとんどですが、学習などで使用する際はその書籍を用いてレポートなどを書かなければならず、このような場合、視覚障害者がIT機器を用いて漢字仮名交じり文を書けるようになった現在では漢字が使い分けられない点字図書や音訳図書では使用することができません。これは学習に限ったことではなく、職業上の情報取得に際しても大きな障壁になっています。漢字の仮名交じり文を書く際には、パソコンやスマートフォンなどによる

(裏面に続く)

メールの読み書きと同じやりかたでできることなのですが、仕組みが追いついていないのです。このように、従来の視覚障害者に対する図書館サービスだけでは私たちが十分な情報や教養を身に着けられない時代になってしまいました。

多くの障害者が高等教育を受けられる時代になり、また、他分野の職域を選択できる時代がきましたが、印刷された書籍を読むことが困難な障害者は書籍を電子化するという方法で文字を読み取って提供してもらえることが現状では最良の方法であると言えます。学習や職業の問題だけではなく、一生を通じての社会教育的立場からも豊かな人間性を育めるように他分野の多くの書籍に触れられることは重要です。

私も今までに多くの書籍を読める形で入手すべくその都度一つひとつ交渉してきましたが、実際に入手できるまでにその本を必要とする学年が終了してしまい、単位取得に多くの時間が費やされてしまいました。できるなら、私も障害者向け図書館サービスの拡張を要求するにとどまらず、生涯学習で学びを提供する側にも関わっていただければとも思っております。

今、公共図書館における障害者サービスで点字や音訳ばかりでなく、活字文字情報での提供をしていただけることが将来に向けて私たちが望んでいることですので、ここに要求して陳情いたします。